

四日市市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

平成 28 年 3 月 23 日

四日市市固定資産評価審査委員会
委員長 向山 富雄

四日市市固資評審委規程第 1 号

四日市市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

四日市市固定資産評価審査委員会規程（昭和 26 年固定資産評価審査委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(規程の目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、四日市市固定資産評価審査委員会条例(昭和 26 年四日市市条例第 24 号。以下「条例」という。) <u>第 24 条</u>の規定に基づき、固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手續、書類等の様式、記録の保存その他に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(決定の通知)</p> <p>第 7 条 委員会は<u>条例第 19 条</u>の規定によって決定書を作成した場合においては、審査申出人並びに市長に対してそれぞれ文書をもって通知するものとする。</p>	<p>(規程の目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、四日市市固定資産評価審査委員会条例(昭和 26 年四日市市条例第 24 号。以下「条例」という。) <u>第 23 条</u>の規定に基づき、固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手續、書類等の様式、記録の保存その他に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(決定の通知)</p> <p>第 7 条 委員会は<u>条例第 18 条</u>の規定によって決定書を作成した場合においては、審査申出人並びに市長に対してそれぞれ文書をもって通知するものとする。</p>

附則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。